

大学評価・学位授与機構の評価事業の今後の在り方について

〔中間まとめ〕

平成15年8月15日

大学評価・学位授与機構の評価事業の今後の在り方に関する検討会議

はじめに

本文書は、「大学評価・学位授与機構の評価事業の今後の在り方に関する検討会議」の審議の中間まとめである。

大学評価・学位授与機構は、平成10年の大学審議会答申を踏まえ、大学の教育研究水準の向上に資するための第三者評価を行う機関として、平成12年4月に学位授与機構の改組によって設立された。機構は、直ちに大学評価事業に取り組み、平成14年度中に着手する評価までを試行期間として、平成14年3月に第1次の評価結果を、平成15年3月に第2次の評価結果を確定・公表し、現在は平成16年3月に終了予定の第3次の評価を実施中である。機構では、これら一連の評価の経験・実績をもとに、平成15年度中に、本格的な評価事業を開始することを計画してきた。

しかし、平成14年3月には国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議の報告書が出され、平成16年4月を目途とした国立大学の法人化に向けた取組が進み始めた。また、平成14年8月の中央教育審議会の答申で、全大学に対して、第三者評価機関による評価を義務付けることが提起され、11月の学校教育法の改正により、平成16年度からの実施が法制化された。さらには、機構自身も、平成16年4月に法人化する方向が示されるなど、機構の評価事業を取り巻く環境に、大きな変化が生じてきた。

本検討会議は、こうした状況を踏まえ、平成14年11月に、本機構の評価事業の今後の基本的な在り方を検討するために設置されたものであり、大学の学長その他の学識経験者からなる機構の助言勧告機関である評議員会、機構外の者を含む機構の業務の諮問機関である運営委員会、大学関係者及び有識者等からなる評価に関する審議機関である大学評価委員会の中から委嘱された委員により構成されている。

本検討会議では、発足以来、当該の課題について鋭意議論を重ねてきたが、今般、新たな第三者評価の実施等に関する基本的考え方を中心に中間的な取りまとめを行ったところである。ただし、新たな第三者評価制度は、法律の施行に向けて、現在関連法令の整備等が行われている途上であり、このような中で議論を行ったことから、十分に詰め切れていない点も多い。また、本検討会議では、機構における国立大学法人の評価の在り方についても検討を行ったが、国立大学の法人化に関する法律が、この7月に国会で成立し、今後、国立大学法人評価委員会において、評価の在り方に関する具体的検討が開始される状況であることから、本中間まとめでは、ごく基本的な考え方を示すに止めている。さらに、関連する調査研究、評価情報の収集、整理及び提供業務の基本的な考え方についても示したところである。

なお、本機構の法人化については「独立行政法人大学評価・学位授与機構法」が、国立大学法人法と同時に成立し、平成16年4月から独立行政法人化されることとなったところであるが、本中間まとめでは、このことについても言及したところである。

本検討会議では、これら諸制度の今後の進展動向を踏まえ、また、本中間まとめに対する関係者への意見聴取等を実施し、さらに議論を深めてゆくこととしたい。

目 次

はじめに	1
第一章 今後の評価事業実施の基本的考え方	1
1 機構のこれまでの評価	1
2 「新たな第三者評価」(認証評価)制度と今後の機構の評価	2
3 国立大学法人評価における機構の役割	4
4 機構の独立行政法人化と今後の評価業務	4
5 現行方式による評価の本格的実施について	5
6 自律性・独立性の確保	5
7 進化する評価システムと「評価文化」の醸成	5
8 評価の国際的通用力の確保等	6
第二章 新たな第三者評価制度の下での機構の評価	6
機関別評価	
1 基本的考え方	6
2 機関別評価の実施方法等	7
3 短期大学の機関別評価	9
4 高等専門学校 of 機関別評価	9
5 評価費用の徴収	10
専門分野別評価	
1 実施すべき評価分野	10
2 評価方法等	10
第三章 国立大学法人の評価	11
1 基本的考え方等	11
2 評価の実施方法等	12
3 大学共同利用機関の評価	13
第四章 調査研究及び評価情報の収集, 整理及び提供	13
1 調査研究	13
2 評価情報の収集, 整理及び提供	13
第五章 その他	14
1 現行の試行的評価の総合的検証等	14
2 研修の充実	14
3 業務体制	15
別紙 機関別評価の評価基準及び実施方法の具体的イメージ	17

第一章 今後の評価事業実施の基本的考え方

1 機構のこれまでの評価

(1) 評価の対象等

大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)は、平成10年の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について - 競争的環境の中で個性が輝く大学 - 」(以下「大学審議会答申」という。)を踏まえ、設置者の要請に基づき、大学に対する第三者評価を実施する大学共同利用機関的な位置付けの機関として、国立学校設置法の改正により、当時の学位授与機構を改組して、平成12年に設立された。

現在は、機構の具体的な評価の在り方を規定する国立学校設置法施行規則の附則の規定により、当分の間、私立大学に係る評価を行わないこととされているが、基本的には、「評価の主たる対象は国立大学としつつ、公私立大学についても、設置者である地方公共団体や学校法人の希望により評価を受けることができる機関」(大学審議会答申)として設立されたものである(公立大学は、平成14年度着手分の試行的評価から参加している)。

(2) 評価の目的

機構が行う評価は、国立学校設置法上「大学等の教育研究水準の向上に資すること」を目的として、「大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること」とされている。機構の評価の目的は、この規定及び大学審議会答申の趣旨を体现するため、大学評価実施大綱において以下のように表されている。

教育活動、研究活動、社会貢献活動など大学等(大学及び大学共同利用機関)の行う諸活動(以下「教育研究活動等」という。)について多面的な評価を行い、評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動等の改善に役立てる

大学等の諸活動の状況を多面的に明らかにし、それを社会にわかりやすく示すことにより公共的な機関として大学等が設置・運営されている点について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していく

(3) 評価の実施方法等

上記を踏まえ、機構においては、平成14年度着手分までを試行的実施期間とし、上記の評価の目的等を達成することのできる、大学等の教育研究活動等の状況に関する普遍的な評価手法の確立を目指して評価を行ってきた。この間の機構の評価の特徴を挙げると以下のとおりである。

複数の評価手法に基づく多面的な評価

大学等の行う多様な活動を多面的に評価するため、国立学校設置法施行規則に基づき、大学等の教育研究活動等の状況についての全学的な事項に関する評価（全学テーマ別評価）、大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価（分野別教育評価）、大学等の各学部、各研究科、各附置研究所その他の各研究組織における研究活動等の状況についての評価（分野別研究評価）の3区分の評価を実施する。また、各区分ごとの評価も、複数の評価項目を設定し、評価項目ごとに教育研究活動等の状況をわかりやすく示すことによって実施する。

各大学等の目的及び目標に即した評価

大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して大学等が有する目的（大学等が教育研究活動等を実施する全体的な意図）及び目標（「目的」で示された意図を実現するための課題）に即して評価を実施する。

各大学等の自己評価を踏まえた、当該分野の専門家等による評価（ピア評価）

教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた大学等の主体的な取組みを支援・促進するため、透明性と公平性を確保しつつ、機構が示す評価の枠組に基づき、大学等が行う自己評価の結果を分析し、その結果を踏まえて、当該分野の専門家等によって評価を実施する。

大学等の優れた取組や改善点を指摘

各大学等の個性の伸長や教育研究活動等の質的充実に資するため、大学等の教育研究活動等に対する優れた取組や改善点を指摘する。

評価結果は、各大学等に通知した内容を社会にもそのまま公表

評価結果を各大学等に通知することにより、各大学等の教育研究活動等の改善に役立てるとともに、各大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に明らかにするため、大学等に通知した内容をそのまま社会にも公表する。

2 「新たな第三者評価」(注)(認証評価)制度と今後の機構の評価

(1) 「新たな第三者評価」制度の概要

昨年8月の『大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について』（中央教育審

(注) 学校教育法では、この評価制度は「認証評価」という名称で規定されている。これは「文部科学大臣による認証を受けた者（認証評価機関）による評価」という意味であるが、会議の検討の過程で、「認証評価」という名称は、評価機関が各大学を「認証」する評価であるとの誤解を生むとの指摘がなされた。このため、本報告では「認証評価」の名称は用いず「新たな第三者評価」という語を用いることとする。

議会答申)(以下「中教審答申」という。)において、事前規制型から事後チェック型への移行という規制改革の流れも踏まえ、大学の教育研究の質の向上等を図るため、「新たな第三者評価」制度の導入が提言された。また、現在、当分の間、国公立大学のみを対象として実施することとされている機構の評価について、私立大学においても活用できるようにすることがあわせて提言された。この提言を踏まえ、昨年11月に学校教育法の改正により「新たな第三者評価」が制度化され、平成16年度から実施されることとなった。

「新たな第三者評価」は、学校教育法上、大学の教育研究水準の向上に資することを目的として実施することとされており、国公立大学(短期大学を含む。)及び高等専門学校に、自己点検評価の実施とその結果の公表を義務として課した上で、大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、一定期間ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関(認証評価機関)の実施する評価(機関別評価)を受けなければならないこととされている。また、新たに制度化された専門職大学院を置く大学は、その専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、一定期間ごとに、認証評価機関の実施する評価(専門分野別評価)を受けなければならないこととされている。

さらに、法令上、評価の実施に当たっては、各評価機関が定める評価基準に従って行うこと等が定められているが、具体的な評価の実施方法等は、基本的に各評価機関が定めることとなっている。

(2)「新たな第三者評価」と機構の評価との関係

「新たな第三者評価」制度において、認証評価機関としての認証を受けるかどうかは、あくまで第三者評価機関の判断である。しかし、大学等にとっては、適切な「新たな第三者評価」を受ける機会が十分に用意されていなければならない。上記のとおり、「新たな第三者評価」も機構の評価も、ともに大学の教育研究水準の向上に資することを目的とする点で一致している。また、評価の対象についても、機構の評価が、国立大学を主な対象としつつも、公私立大学をも視野に入れたものであることなどにかんがみれば、機構のこれまでの評価は、「新たな第三者評価」においても継承・発展させていくべきものと考えられる。

加えて、第三者評価が緒についたばかりで必ずしも評価機関が十分成熟していないなど、諸外国に比して大学評価が立ち遅れた状況にある我が国の現状においては、機構は、我が国の第三者評価において、先導的な役割を担っていくべきであり、評価のノウハウを蓄積し、その公開・普及に努めることが、他の第三者評価機関の充実、我が国の第三者評価の発展に寄与するものと考えられる。

したがって、機構は、「新たな第三者評価」制度において、認証評価機関として、これまでに蓄積した評価のノウハウ等を生かしつつ、国公立大学等を対象とした機関別第三者評価、法科大学院に係る専門分野別第三者評価など、社会的要請の強い「新たな第三者評価」事業に積極的に対応していくことが必要であり、体制の整備を図っていくべきである。

3 国立大学法人評価における機構の役割

(1) 国立大学法人の評価制度の概要

昨年3月の『新しい「国立大学法人」像について』(国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議報告)(以下「法人化会議報告」という。)においては、個性豊かな大学づくりと国際競争力ある教育研究の展開等に資するため、国立大学を法人化することが提言された。そこでは、第三者評価が制度の柱の一つとして位置付けられ、中期目標・中期計画の策定とこれらを前提とした評価の仕組みを構築する中で、機構は国立大学法人の教育研究に関する事項について専門的観点から評価を実施すること、またそれに伴って、機構の業務内容を見直すべきことが提言された。

この提言を踏まえ、本年7月、国立大学法人法が制定され、平成16年4月から法人化が実施されることとなったが、法律では、評価に関し、国立大学法人の中期目標期間における業務の実績に関して国立大学法人評価委員会が行う評価においては、機構に対して、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の状況について、独立行政法人大学評価・学位授与機構法に規定される評価の実施を要請し、その結果を尊重して行わなければならないことが規定されている。

(2) 国立大学法人評価における機構の役割

国立大学法人の評価は、国立大学に対して、国が所要の予算措置をすることを踏まえ、投じられた国費が有効・適切に使用されたかどうかを国として検証する観点から、文部科学省に置かれる国立大学法人評価委員会が、各国立大学法人等の中期目標・中期計画の達成状況を評価するものである。

しかしながら、法人化会議報告において示されたとおり、国立大学の法人化は個性豊かな大学づくりと国際競争力ある大学の教育研究の展開に向け、大学の教育研究の質的充実等に資することを目的として実施されるものであり、また、法律上も、国立大学法人評価における教育研究面の評価として、独立行政法人大学評価・学位授与機構法において規定された「教育研究水準の向上」を目的とした評価の実施を機構に要請することとされていること等にかんがみれば、機構は、法人評価の観点を踏まえつつ、現行の評価の目的や実施方法を生かして行うことが適当であると考えられる。

4 機構の独立行政法人化と今後の評価業務

当機構についても、行政改革の要請等を踏まえ、国立大学の法人化と同時に独立行政法人化することとされ、本年7月「独立行政法人大学評価・学位授与機構法(以下「機構法」という。)」が制定された。

機構法では、法人化後に機構が実施する評価業務についての規定は現行法と同様であり、「大学等の教育研究水準の向上に資する」ことを目的として「大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設

置者に提供し、並びに公表すること」とされている。

また、特に、国立大学法人評価委員会から、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動等の状況について、上記の評価の実施の要請があった場合には、遅滞なく評価を行い、その結果を国立大学法人評価委員会及び各国立大学、大学共同利用機関に提供し、公表することが規定されている。

(なお、評価に関し必要な事項は、現行法と同様に文部科学省令で規定されることとなっているが、第三者評価機関として、自律性・独立性を確保する観点から、機構として、具体的な評価の在り方について検討することが必要である。)

5 現行方式による評価の本格的実施について

「はじめに」でも述べたとおり、機構では、平成12年度着手から3年間の試行的実施期間の評価の経験・実績をもとに、平成15年度中に、現行方式により、本格的な評価事業を開始することを計画してきた。しかしながら、これまで述べてきたように、機構の評価業務の意義・目的については、「新たな第三者評価」や国立大学法人の評価制度において達成することができるものであり、また、これらに加えて、別途第三者評価を実施することは、機構及び大学の双方に過度の負担となり現実的でないことから、いわゆる15年度からの現行方式による「本格実施」については行わないこととする。ただし、これまでに蓄積した評価のノウハウ等を生かしつつ、更なる機構の評価事業の進展を図る観点から、現行の評価の基本的な考え方等については、今後の評価に反映させていくことを基本とすべきである。

6 自律性・独立性の確保

先に述べたように、国立大学の法人化と同時に、機構も独立行政法人化することとなっている。機構は、法人化後も、法令の枠組に則りつつ、第三者評価機関として、大学関係者や有識者等の参画を得て、自律した運営を行う組織として存在するとともに、行政から独立した立場で評価を行う必要がある。現行の評価においても、評議員会、運営委員会、大学評価委員会で広く大学関係者、有識者等の参画を得て事業を実施してきたところであり、法人化後の評価の実施においても、その姿勢を堅持し、自律性・独立性を保ちつつ評価を実施していくことが重要である。

7 進化する評価システムと「評価文化」の醸成

機構においては、これまでも、評価の当事者(対象機関及び評価担当者)や関係団体等の意見を踏まえつつ、評価方法等の開発・改善に努めてきたところであるが、今後ともその姿勢を堅持し、透明性の高い、進化する評価システムとなるよう、その改善に努めることが必要である。

また、我が国においては、第三者評価が緒についたばかりであり、機構は、評価の実施等を通じて、大学の教育研究水準の向上のために評価が必要不可欠なものであるとの認識や、第三者評価への正しい理解の普及などいわゆる「評価文化」

の醸成に努めるべきである。

8 評価の国際的通用力の確保等

情報通信技術等を用いて国境を越えて提供される高等教育サービスが一層流通する時代が到来しつつあり，国際間での学生の流動化が進展する時代にあつて，高等教育の国際的な質の保証が大きな課題になりつつある。

このため，機構においても，評価の国際的な通用力の確保に配慮するとともに，諸外国の評価機関等との国際的な協力体制，ネットワークの構築等を推進していく必要がある。

第二章 新たな第三者評価制度の下での機構の評価

機関別評価

1 基本的考え方

(1) 機関別評価の目的等

機構の評価は，「評価結果を各大学等にフィードバックすることにより，各大学等の教育研究活動等の改善に役立てること」，「大学等の諸活動の状況を多面的に明らかにし，社会にわかりやすく示すこと」を目的として実施してきたところであるが，これは，「新たな第三者評価」制度の目的に合致するものである。機構が機関別評価において引き続きこのことを目的とすることは，機構のこれまでの評価のノウハウを生かすとともに，多様な機関別評価の発展という観点からも重要であると考えられる。

また，「新たな第三者評価」制度は，中教審答申において，大学の質の保証のためのシステムの一環として位置付けられており，機構が第三者評価機関の一つとして，「我が国の大学の教育研究等の質について保証していくこと」は，評価の国際的通用力の観点からも重要であることから，機構の機関別評価においては，このことも評価の目的として位置付ける。

(2) 現行の評価を生かした評価

機構の現行の評価の特徴は，第一章の1の(3)で示したとおり，「複数の評価手法に基づく多面的な評価」，「各大学等の目的及び目標に即した評価」，「各大学等の自己評価を踏まえた，当該分野の専門家等による評価（ピア評価）」，「大学等の優れた取組や改善点を指摘」，「評価結果は，各大学等に通知した内容を社会にもそのまま公表」という点にあり，機関別評価の実施に当たっては，これらの特徴を十分に生かした評価を行っていく。「新たな第三者評価」を担う評価機関は複数となることが想定されており，各大学によって評価機関が選択されることから，選択する大学の便宜のためにも，このことを機構の実施する評価の特徴として明確に示してい

く。

ただし、現行の評価では「複数の評価手法に基づく多面的な評価」として、全学テーマ別評価では数テーマごと、分野別教育評価及び分野別研究評価では数分野ごとに時期を違えて実施してきたが、「新しい第三者評価」の機関別評価では当該大学の教育研究等の「総合的な状況」の評価が求められることから、これらの手法を統合して一時に総合的な評価を行えるよう、評価内容の精選や評価方法の簡素化等の工夫を図る。

(3) 評価基準に従った評価

「新たな第三者評価」においては、評価機関自体が定める評価基準（大学評価基準）に従って評価を行うこととされている。この評価基準は、学校教育法や大学設置基準等の諸法令を踏まえて策定することが求められているが、機構の評価基準の策定に当たっては、これに加えて、現行の評価のノウハウを十分に生かし、大学の個性輝く発展のために、画一化が生じないように配慮する必要がある。大学設置基準等の諸法令を踏まえ機構として大学の教育研究活動等において満たすことが必要と考える要件を示しつつ、各大学の有する「目的及び目標に即した評価」が可能となるように設計する。

また、現行の評価で複数の手法の下で開発してきた評価項目や項目ごとの評価のための観点例等については、その統合と内容的な精選を図る。

2 機関別評価の実施方法等

(1) 評価基準

評価基準の内容

評価基準は、大学の活動を多面的に評価するための複数の評価項目及び評価項目の構成要素（当該評価項目で何を評価するか示したもの）、各評価項目・構成要素ごとの大学として求められる内容等に関する記述等をもって構成する。

記述は原則として一般的・定性的なものとし、各大学の目的及び目標に照らした状況の分析もできるよう工夫する。また、具体的な解釈指針等を設け、その中で必要に応じて定量的な指標等を示すことも考えられる。

評価項目

- () 評価が国公立大学の全てを対象とすること等を勘案し、教育を中心とした評価項目の構成とし、「教育の成果」、「教育の内容」、「教育の実施体制」、「学生支援」などの評価項目を置く。研究についての評価は、研究活動が教育の充実に還元されているかどうか等の観点から、また管理運営についての評価は、適切な教育を実施するために必要な管理運営体制が構築されているか、将来にわたって教育活動を継続できる経営・財政基盤を有しているかどうか等の観点を中心として評価を行う。

また、評価における各大学等の負担を軽減するため、評価項目及び評価項目の構成要素の精選・大綱化を図る。

- () 評価項目として、大学の希望や目的等に応じた評価項目を設けることを検討する。具体的には、「研究水準及び研究の成果等」、「研究実施体制の整備」及び「社会との連携、国際交流等」等の項目について、選択的項目とする方向で検討する。(別紙「機関別評価の評価基準及び評価方法の具体的イメージ」参照)

ただし、「研究水準及び研究の成果等」については、機構における評価の実施体制の整備状況等を踏まえ、その実施可能性を含めて具体的な実施方法を検討していくことが必要である。

(2) 実施プロセス

1の基本的考え方に従い、現行の機構の評価方法を踏まえつつ、以下のようなプロセスにより評価を実施する。

各大学の目的及び目標に即して、評価項目ごとの教育研究活動等の状況について、評価基準に従って評価を行い、大学としての優れた取組や改善点についての指摘を行う。

各評価項目ごとの教育研究活動の全体の状況について、わかりやすい段階的記述(十分、おおむね等)によって明らかにする。なお、具体的な段階的記述の方法についてはさらに検討する。

なお、上記の各評価項目の段階的記述における最低の段階は、機構として大学に必要と考える最低限の条件を下回り、各評価項目に係る評価基準を満たしていない段階として位置付け、1項目でも最低段階の評価項目がある場合には、大学全体として評価基準を満たしていないものとし、その旨の指摘を行う。

上記に加え、評価項目ごとの段階的記述の結果を総合して、全項目を通じての大学全体の総合的な状況についての段階的記述を行うことは、大学の状況を端的かつわかりやすく表示するという点で一定の意義があるが、大学の目的及び目標に即した評価であることや評価の多面性などが軽視され、安易に大学間の比較やレッテル貼りに使われかねないなどの弊害があることから、原則として実施しない。

(3) 評価の単位

大学全体としての目的の明確化や大学運営に対する全学的取組の充実強化が求められていること等から、評価単位は、原則として大学全体とし、評価の内容に応じて、学部・研究科等の基本組織に即して分析等を行い、その結果に基づいて、評価項目ごとの評価を行うこととする。なお、評価項目に応じ、学部・研究科等の基本組織ごとに段階的記述を行うかどうかについては、さらに検討する。

(4) 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施する。書面調査は大学が作成する自己

評価書に基づき実施し，訪問調査は，書面調査では確認できない事項等を中心に調査を実施する。

(5) 評価組織

評価は，具体的な評価方法（評価基準等）の検討，実施要項の策定，評価結果の調整・最終判断等を行う評価委員会の下に，評価対象校ごとに，その学部の状況等に応じて編成する分野横断的な評価チームを設置し，実施する。

必要に応じて，各評価チームを構成する分野ごとの専門家による専門委員会を構成し，評価結果の調整等を図る。

(6) 意見の申し立て

評価結果については，確定する前に各大学に通知し，各大学は，機構から通知された評価結果に対して意見の申し立てを行うことができるようにする。機構は，評価結果に対する意見の申し立てがあった場合には，再度審議を行った上で，最終的な評価結果を確定する。

(7) 評価結果の公表

評価結果については，各大学に通知するとともに，通知した内容を社会にもそのまま公表する。

(8) 評価の周期

評価の周期については，原則として7年としつつ，大学の判断でこれより短い周期での評価も実施することとする方向で検討する。

(9) その他

大学全体として評価基準を満たしていない場合のフォローアップについて検討する。

3 短期大学の機関別評価

短期大学の機関別評価の実施については，評価を実施することによる物理的負担や機構における評価体制の整備，他の評価機関の動向等を勘案しつつ検討する。なお，評価を実施する場合には，四年制大学と基本的な考え方は同様とするが，短期大学の特徴を踏まえ，より重点化・簡素化した形で実施する。

4 高等専門学校機関別評価

(1) 高等専門学校（以下「高専」という。）についても，機関別第三者評価について，大学の規定が準用され，評価を受けることが義務付けられている。

(2) 高専評価については，現在のところ，機構以外に実施することを検討している機

関は存在しない状況であり，また，高専関係者から，機構における評価の実施を要望する声があること等を踏まえ，機構として，高専評価を実施していくこととする。

- (3) 高専は，後期中等教育を内包しているが，全体としては短期大学と同様の準学士の称号を与えるまでの高等教育を実施しており，またその本科の上に設置する専攻科の大部分が機構によって大学レベルの教育を行う課程として認定されるなど，大学に近い性格を持っていることから，評価を実施する場合には，高専の特性を考慮しつつ，基本的には，機関別第三者評価における大学の手法に準ずることとし，より簡素化して実施する。
- (4) ただし，機構におけるこれまでの大学評価のノウハウを必ずしも生かすことができない部分があると思われることから，本格的な評価に先立ち，試行を実施することが必要である。さらに，機構の事務体制についても高専評価の実施に合わせて整備することが必要である。

5 評価費用の徴収

評価対象機関から，適正な評価手数料を徴収する。なお，評価手数料の決定に当たっては，他の評価機関とのイコール・フットィング等の観点も踏まえることが必要である。

専門分野別評価

1 実施すべき評価分野

- (1) 評価分野については，当面，評価が義務付けられる専門職大学院のうち，特に社会的要請の強い分野を対象とすべきである。
- (2) 法科大学院については，司法制度改革審議会意見書等において，第三者評価が制度の重要な柱として位置付けられていることや，平成16年度に制度化され，相当数が同時に設置されることになることなどから，専門職大学院の各分野の中でも，早急に第三者評価の実施体制が整備されることが必要な分野である。我が国における第三者評価体制の現状にかんがみれば，法学分野の教育・研究評価の経験を有する機構においても，法科大学院の評価を実施していくことが必要である。
- (3) なお，その他の分野については，各大学院や他の評価機関の状況等を踏まえつつ，検討していく。

2 評価方法等

- (1) 専門分野別評価は，分野により，求められる評価の在り方や視点等が異なることが予想されることから，具体的な評価方法等については，それぞれの分野の専門家等で構成する組織等において検討すべきである。
- (2) 特に，法科大学院の評価については，「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」により適格認定が必須とされていることや，司法制度改革審議会意

見書の趣旨等を十分に踏まえる必要があることから，大学関係者や法曹関係者などの有識者の参加を得て，評価方法等に関する具体的な検討を行う必要がある。このため，別途組織される「法科大学院の認証評価に関する検討会議」において，評価基準をはじめとする具体的な評価方法等について検討する。

第三章 国立大学法人の評価

1 基本的考え方等

(1) 国立大学法人法においては，国立大学法人の評価に関し，以下のような規定がなされている。

国立大学法人は，文部科学省令の定めるところにより，中期目標の期間における業務の実績について，国立大学法人評価委員会の評価を受けなければならない。

この評価は，当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査，分析をし，その結果を考慮するとともに，大学評価・学位授与機構に対し，国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の状況についての評価の実施を要請し，当該評価の結果を尊重して，当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をしなければならない。

(2) また，法人化会議報告においては，国立大学法人の評価について，以下のような考え方が示されている。

(基本的な考え方)

国立大学法人に対する評価制度は，大学運営の自主性・自律性や教育研究の専門性を尊重しつつ，評価により，大学の継続的な質的向上を促進するとともに，社会への説明責任を果たすことを目的とする。

(評価の内容・方法・手続)

評価は，各大学ごとに中期目標の達成度について行うとともに，各大学の個性を伸ばし，質を高める観点から，分野別の研究業績等の水準についても行う。

国立大学法人評価委員会は，評価事項のうち，教育研究に関する事項について，評価に先立って，大学評価・学位授与機構の意見を聴き，尊重する。

(3) しかしながら，国立大学法人の評価の在り方は，今後，国立大学法人評価委員会において具体的に検討が行われることとなっており，本検討会議としては，機構の評価に係る現時点での基本的方向性を以下に示すこととするが，法人評価全体の在り方の状況が明らかになった段階で，その内容を踏まえて，さらに検討する必要がある。

(4) なお，機構は，第三者評価機関として，行政から独立した立場で評価を行う必要があり，現行においても，評議員会，運営委員会，大学評価委員会で広く大学関係者，有識者等の参画を得て事業を実施してきたところである。国立大学法人の評価

の実施においても、その姿勢を堅持し、自律性・独立性を保ちつつ評価を実施していくことが重要である。このことは、国立大学法人評価委員会との関係において、特に配慮すべきであり、評価方法や評価組織の編成などの面で、国立大学法人評価委員会に対し、自律性・独立性を確保した形で評価を実施していくことが必要である。

2 評価の実施方法等

- (1) 国立大学法人評価における機構の評価は、国立大学法人法や法人化会議報告の趣旨を踏まえ、教育研究に関する中期目標・中期計画の達成状況について実施する。
- (2) 現行の機構の評価は、いずれの評価区分も、各大学の有する目的及び目標に即した評価であり、基本的には、中期目標・中期計画の達成状況についての評価と趣旨を同じくするものである。したがって、その基本的考え方や評価手法については今後も生かしつつ、大学が法人全体として作成した中期目標・中期計画に基づいて自己点検評価を実施することや、評価全体の実施期間、業務量の問題等に対処していくため、現行の3区分の評価を中期目標・中期計画達成状況の評価として整理し、実施する。

なお、研究業績等の水準に係る評価に関しては、現行では、「分野別研究評価」の一項目の中で、研究水準等の判定を実施しているところであるが、「分野別研究評価」を中期目標・中期計画達成状況の評価の一環として整理・実施する中で、研究業績等の水準についても評価する方向で、今後の国立大学法人評価委員会の検討状況等も踏まえ、さらに検討する。

ただし、この研究業績等の水準の評価については、その実施により、教育軽視の傾向を助長することにならないよう、また、この評価が真に我が国の研究の活性化につながるよう、具体的なシステムの構築に当たって、十分慎重な検討が必要である。

- (3) 中期目標・中期計画達成状況の評価は、平成16年度から全大学一斉に法人化がなされ、6年のサイクルで中期目標・中期計画が設定されること、及び評価結果を次期中期目標・中期計画等の内容及び運営費交付金の算定等に反映させることが予定されていることなどから、全大学一斉に実施する方向でさらに検討する。

なお、一斉実施により、機構においては、一定期間に膨大な評価作業をこなす必要が生じる。また、各大学における評価作業の負担の軽減を図るためにも評価内容や評価手法について、現行の評価を基本的に生かしつつも、評価項目等の精選、後述するあらかじめ収集・蓄積された評価に必要な情報・データの活用、評価結果のまとめ方の工夫、評価組織の編成における工夫などにより、評価の重点化・簡素化を図ることが必要である。

- (4) 評価の実施プロセスをはじめ具体的な評価方法については、国立大学法人評価委員会における検討状況を見極めつつ、さらに検討する。

その際、機構の評価の目的や、これまで機構が蓄積した評価のノウハウを最大限

生かしていくことや、機構の評価が、国立大学法人評価委員会による国立大学法人の業績全体の評価の一環としても位置付けられるものであることなどに留意することが必要である。

- (5) 国立大学法人においては、中期目標・中期計画達成状況の評価と合わせ、同時に機構の機関別評価を受けることを希望する場合があることが考えられることから、そのような大学の負担を軽減するため、両者の評価において手続や評価項目など共通化できる部分は共通化するなどの工夫を行うことが必要である。

3 大学共同利用機関の評価

大学共同利用機関については、国立大学法人法により、大学共同利用機関法人として、基本的には国立大学と同様のスキームで法人化することとなっている。したがって、評価についても、基本的に国立大学法人と同様の枠組で実施していくことが適当である。

ただし、評価の単位については、法人化が既存の機関の統合により実施されることを踏まえ、検討することが必要である。

第四章 調査研究及び評価情報の収集、整理及び提供

1 調査研究

機構は、大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究を行うことを業務の一つとしている。現在、大学評価組織・機関、評価手法及び評価指標、評価プロセスの情報化、評価の国際的通用力及び国際協力等に関し、機構の評価の展開を見据えた戦略的な視野の下で調査研究に取り組んでいるところである。

今後、機構の実施する評価が拡大、多様化すること、国際的にも評価に多様な変化が起きて来ていることから、戦略的な調査研究を推進するとともに、さらに評価に関する基礎的な研究を強化していく必要がある。

また、機構がこれまで試行的に実施してきた評価の状況を詳細に分析・研究し、その結果を今後の評価事業に反映させていくことが必要である。

2 評価情報の収集、整理及び提供

- (1) 機構は、評価関係業務の一つとして、大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報を収集、整理し、広く社会にその情報をわかりやすく、かつ利用しやすい形で提供することとされており、独立行政法人化後も引き続きこの業務を実施することとなっている。
- (2) 大学の自己評価においても、第三者評価においても、評価の公正性、信頼性を確保するためには、正確な根拠情報に基づいた評価が不可欠である。また評価の効率性を高め、作業に要する負担を軽減するためにも、大学等の教育研究活動等に関する

る情報を共有し，評価の目的等に応じて必要とする情報を活用できるシステムを整備することが必要である。

(3) このため，機構において大学情報のデータベースを構築し，各大学の自己評価の内容・方法の充実や，各大学が他大学の状況を把握し，教育研究の質の改善を図る際の参考にすること等に資するとともに，機構の評価作業の円滑化・省力化や，大学の活動状況に対する国民の理解の促進等に資することが必要である。

(4) 大学情報データベースの構築にあたっては，各大学と連携協力していくことが必要であり，機構は，評価に必要なとなると予想されるデータを分析・整理し，データ構造を明らかにするなど，構築するデータベースの設計内容を公開し，各大学等のデータベース構築・整備に資することが必要である。

特に，国立大学法人評価においては，毎年度機構が評価情報を蓄積していくことが必要であり，具体的にどのような情報を収集・蓄積していくかについては，大学関係者の意見を踏まえつつ検討していくことが必要である。また，文部科学省に提出される年次報告のデータを機構のデータベースに蓄積することなども考えられるところであり，検討することが必要である。

(5) なお，大学等と機構以外でも大学等の教育研究活動等に関するデータを所有している機関もあることから，それらの活用や連携方策等についても十分留意することが必要である。また，評価情報の収集，整理及び提供と併せて機構が行うこととされている，大学における各種の学習の機会に関する情報の収集，整理及び提供における活用等を図っていく必要がある。

第五章 その他

1 現行の試行的評価の総合的検証等

現行の試行的評価の評価手法等について総合的な検証を行い，新たな第三者評価，国立大学法人評価に生かしていくとともに，法人化後も，常に評価に対する自己点検・評価や外部検証を行って進化する評価となるよう努力していくことが必要である。なお，機構の独立行政法人化に伴い，機構自体が独立行政法人評価の対象となることに留意することが必要である。

2 研修の充実

機構の評価の柱はピア評価であることから，評価担当者に対して，評価の趣旨・目的，意図，評価手法などを十分に理解してもらうことが極めて重要であり，評価担当者等に対する研修について，大幅に充実させることが必要である。また，機構の評価では，大学における自己点検・評価が重要な位置を占めていることから，各大学における評価担当者の資質の向上を図ることが重要であり，機構として，これらの者を対象としたセミナーの開催等により，積極的な役割を果たしていくことが必要である。

3 業務体制

評価事業を支える機構の業務体制については、今後多様になる評価の内容や業務量の増大や専門性向上の需要に応じて、充実を図ることが必要である。また、現行の業務体制の見直しを図るとともに、事業の実施状況に応じた、評価者の役割分担や組織の柔軟な編成などの組織上の工夫も検討すべきである。

機関別評価の評価基準及び実施方法の具体的なイメージ

評価項目（例）	大学評価基準例（イメージ）	大学が行う作業・自己評価	機構が実施する評価
目的及び目標の確認			
	<p>目的及び目標が明確に示されている。 目的が学校教育法に規定された大学の使命を満たすものである。 目標が大学の目的の達成のために適切なものである。</p>	<p>目的及び目標の整理 公表状況の確認</p>	<p>目的及び目標が評価基準を満たしているかどうかを確認 (機構が目的及び目標そのものの価値判断をするものではない)</p>
教育			
<p>1 教育の成果等</p> <p>履修状況や授業評価結果等から判断した教育の実績や効果の状況</p> <p>卒業後の状況等から判断した教育の実績や効果の状況</p>	<p>履修状況や授業評価結果等から判断して、目的及び目標において意図する教育の実績や効果が得られている。</p> <p>卒業後の状況等から判断して、目的及び目標において意図する教育の実績や効果が得られている。</p>	<p>評価項目及び要素に係る現況とその段階を記述</p>	<p>優れた点及び改善点について指摘 目的及び目標に即して評価項目ごとの教育活動の全体の状況について段階的記述により明らかにする (基準ごとの評価結果を積み上げて項目として評価)</p>
<p>2 教育内容等</p> <p>アドミッション・ポリシー</p> <p>教育課程の編成</p> <p>教育方法等</p> <p>成績評価</p>	<p>目的及び目標に照らして、求める学生像や入試の在り方等が記載されたアドミッション・ポリシーが検討され、明示されている。また、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れが実施され、機能している。</p> <p>教育課程が体系的に編成され、目的・目標を十分に実現できるものである。授業科目と教育課程に一貫性が保たれ、授業科目の内容が目的及び目標を十分に実現できる内容のものである。</p> <p>授業形態や学習指導法等が整備され、目的・目標を十分に実現できるものである。</p> <p>成績評価の一貫性や厳格性が確保され、成績評価法が適切であり、有効なものとなっている。</p>		
<p>3 教育の実施体制等</p> <p>教育実施組織等</p> <p>教育環境の整備・活用</p> <p>教育の質の向上及び改善のためのシステム</p>	<p>目的及び目標に照らして、教育を担当する教員体制など教育の実施組織が整備され、機能している。 目的及び目標が学内外の関係者に適切に周知・公表されている。</p> <p>目的及び目標に照らして、教育方法に沿った学習環境(施設・設備等)が適切に整備されている。</p> <p>教育の状況について組織として点検し、評価を適切に実施できる体制が整備され、機能している。 学生による授業評価やファカルティ・ディベロップメントなど教育改善のための取り組みが適切に実施され、有効に改善に結びついている。</p>		
<p>4 学生支援等</p> <p>学習支援</p> <p>生活支援等</p>	<p>学習を進める上での相談・助言体制や、自主的学習環境等が整備され、機能している。</p> <p>学生の生活や就職等に係る相談・助言体制や、学生の組織的活動に対する支援体制等が整備され、機能している。</p>		

評価項目（例）	大学評価基準例（イメージ）	大学が行う作業・自己評価	機構が実施する評価
---------	---------------	--------------	-----------

研究

（必須項目）	研究活動の成果が，教育活動の充実に還元されている。	評価項目及び要素に係る現況とその段階を記述	優れた点及び改善点について指摘 目的及び目標に即して評価項目ごとの研究活動の全体の状況について段階的記述により明らかにする （基準ごとの評価結果を積み上げて項目として評価） ピアレビューにより研究業績等の水準を評価
（選択的項目） 研究水準及び研究の成果等 研究実施体制の整備	目的及び目標において意図する研究水準が達成され，研究の成果等が得られている。 目的及び目標に照らして，必要とされる研究実施体制等が整備されている。		

社会との連携，国際交流等（選択的項目）

	目的及び目標に照らして，社会との連携，国際交流等に関し，必要な活動が実施され成果を上げている。	評価項目及び要素に係る現況とその段階を記述	優れた点及び改善点について指摘 目的及び目標に即して評価項目全体の状況について段階的記述により明らかにする （基準ごとの評価結果を積み上げて項目として評価）
--	---	-----------------------	--

管理運営

	教育に係る目的及び目標を達成するために必要な管理運営体制が構築され，機能している。 教育に係る目的及び目標を達成するために必要な資源を有している。 将来にわたって教育活動を継続できる経営・財政基盤を有している。	評価項目及び要素に係る現況とその段階を記述	優れた点及び改善点について指摘 目的及び目標に即して評価項目全体の状況について段階的記述により明らかにする （基準ごとの評価結果を積み上げて項目として評価）
--	---	-----------------------	--

評価基準を満たしているかの判定

			各評価項目の段階的記述における最低の段階は，大学として求められる最低限の条件を下回り，各評価項目に係る評価基準を満たしていない段階とする。 目的及び目標が の条件を満たしていない場合，または1項目でも最低段階の評価項目がある場合には，大学全体として評価基準を満たしていないものと判断し，その旨指摘する。
--	--	--	--

（備考）

- 1 本資料は，機関別評価について，その評価基準及び実施方法の具体的なイメージを持ってもらうために作成した資料であり，大学評価基準例等については，十分な検討が行われたものではなく，未定稿の性格の資料である。
- 2 評価項目（例）及び大学評価基準例については，全てを網羅したものではなく，今後の検討により大幅に変わりうるものである。特に評価基準については，現在機構が行っている評価の観点例を参考にして作成したものであり，あくまでも例示としてその一部を示したものに過ぎない。